

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福岡県福津市津屋崎五丁目一七番一六号

一般社団法人みらい環境研究会

代表清算人 小林 伸行

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

長崎県東彼杵郡川棚町栄町五番地

有限会社河野薬局

清算人 河野 海

解散公告

当社は、令和八年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本市中心区水道町九番二〇一九〇一号

有限会社ファースト・エンタープライズ

清算人 光永 京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本市中心区呉服町三丁目三三番地

株式会社TKビル

代表清算人 小出 文隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

熊本県玉名郡南関町大字関外目二九三番地一

合同会社SRトレディング

清算人 カーン・シラージ

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月二十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

宮崎県橋通西四丁目六番七号

一般社団法人海と日本プロジェクトin

みやざき 代表清算人 中野 良子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

鹿児島県霧島市国分野口東四番三〇号

株式会社セントレアエコエネルギー霧島

代表清算人 寺田光一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

鹿児島県志布志市松山町新橋一五六〇番地

富士島電気産業株式会社

代表清算人 藤島 博仁

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町一六番四六号

特定非営利活動法人日本鉄道記録保存機構

清算人 中園 拓朗

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

東京都中央区銀座六丁目六番一〇号銀座風月

堂ビル七階 医療法人社団岩垂純一診療所

清算人 岩垂 喜貴

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月三十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福岡県糸島市前原西一丁目一番一〇号

農事組合法人前原酪農振興組合

清算人 重富 重彦

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月十七日開催の責任役員会の決議及び北海道知事の認可により令和八年七月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

北海道苫小牧市双葉町二丁目一〇番一二号

宗教法人カトリックメリノール宣教会

清算人 ライヤフランシスアルベルト

解散公告(第三回)

当基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第三十四条第六項の規定により解散いたしましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

北海道釧路市北大通十二丁目一番地四

石炭鉱業年金基金

代表清算人 風呂谷文雄

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

福井県敦賀市三島町一丁目一三番七号

医療法人よしの眼科

清算人 芳野 佳克

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月十六日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

大阪府住之江区中加賀屋一丁目一四番二二号

医療法人もろた整形外科クリニック

清算人 元田 忠伸

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月二日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十四日

神戸市灘区篠原南町四丁目四番二二号

宗教法人遍照寺

清算人 大山 彰英

第49期決算公告

令和8年8月14日

宮城県角田市角田字旭町32番地の3

窪田電気工事株式会社

代表取締役 横山 康

貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動 資産	1,024,380
	固定 資産	235,500
	合 計	1,259,880
負 債 及 び 純 資 産 部	流動 負債	341,460
	固定 負債	220,000
	資本 金	698,420
	剰 余 金	30,000
	利益 剰 余 金	668,420
	利益 剰 余 金	7,500
	その他 利益 剰 余 金	660,920
	(うち当期純利益)	(17,950)
合 計		1,259,880